

## 第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 26 年 6 月 19 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市白山庁舎 2 階 205 会議室

出席部会委員 25伊藤<sup>いとう</sup> 武則<sup>たけのり</sup>・26稲葉<sup>いなば</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>・27大井<sup>おおい</sup> 一司<sup>かずし</sup>・28鈴木<sup>すずき</sup> 照正<sup>てるまさ</sup>  
29田口<sup>たぐち</sup> 慶則<sup>よしのり</sup>・30諸戸<sup>もろと</sup> 善昭<sup>よしあき</sup>・31上川<sup>うえかわ</sup> 洋文<sup>ひろふみ</sup>・32田中<sup>たなか</sup> 竹次<sup>たけつぐ</sup>  
33守山<sup>もりやま</sup> 孝之<sup>たかゆき</sup>・35池田<sup>いけだ</sup> 昌司<sup>まさし</sup>・36井谷<sup>いたに</sup> 功<sup>いさお</sup>・37岸野<sup>きしの</sup> 隆夫<sup>たかお</sup>  
38中川<sup>なかがわ</sup> 和雄<sup>かずお</sup>・39藤田<sup>ふじた</sup> 武<sup>たけし</sup>・40結城<sup>ゆうき</sup> 晋三<sup>しんぞう</sup>・47中谷<sup>なかたに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup>  
以上 16 名

欠席部会委員 42片岡<sup>かたおか</sup> 眞郁<sup>まさいく</sup>

出席部会員外委員 34浅井<sup>あさい</sup> 競<sup>きそお</sup>

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹  
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 28 鈴木<sup>すずき</sup> 照正<sup>てるまさ</sup>・39 藤田<sup>ふじた</sup> 武<sup>たけし</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 5 号 非農地証明願について

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第6回第2農地部会を開催させていただきます。  
本日の議事録署名委員に、28番 鈴木委員、39番 藤田委員、ご兩人よろしくお願ひします。  
また、今日、欠席は片岡委員お一人です。よろしくお願ひします。  
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりですので、よろしくお願ひします。  
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第3号につきましては、事務局から一括して報告願ひます。よろしくお願ひします。
- 事 務 局 座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。  
それでは、議案書の1ページをお願ひいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1の1件で、面積は、田で1,221㎡でございます。これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人双方の合意により解約したものであります。  
続きまして、2ページ、3ページをお願ひいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1から4で、3ページになりますが、合計で件数は4件、面積は11,274㎡で、その内訳は、田が10,459㎡、畑が815㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございまして、いずれもあつせんの希望はありません。  
続きまして、4ページをお願ひいたします。  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
番号1、長屋住宅用地の1件で、面積は、畑で826㎡でございます。  
報告案件につきましては、以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。
- 議 長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願ひします。  
それでは、議案事項に入らせていただきます。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひます。
- 事 務 局 5ページをお願ひいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。  
番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積5,782㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積5,782㎡、申請地 久居野村町北小膳田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積264㎡ 外2筆で、合計面積1,489㎡です。  
これにつきましては、親子間での生前部分贈与です。  
番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積12,467㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積1,423㎡、申請地 稲葉町長田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、

面積1, 221㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積7, 350㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積5, 490㎡、申請地 庄田町馬廻り \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積254㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 川口、受人 有限会社 \_\_\_\_\_、面積324, 768㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積1, 293㎡、申請地 白山町川口東阿坂 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 169㎡。

これにつきましては、受人は、耕作困難のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は4件で、合計面積は4, 133㎡、その内訳は田が2, 782㎡、畑が1, 351㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。ただいま説明のとおりでございます。場所は、中勢バイパスの際ですね。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。2番、3番、説明させていただきます。13日に委員6名と事務局2名で現地確認に行っていました。

2番の場所は、稲葉町の北別所というところから1kmぐらいで \_\_\_\_\_ というところが県道上稲葉羽野線沿いにあるのですが、何ら問題はないかと思われま

す。そして、3番ですが、国道165号線沿いに \_\_\_\_\_ がありまして、それを南へ行くと、一志町の方へ行く道路があります。それをずっと行きますと信号があり、西へ1kmぐらい行ったところ、 \_\_\_\_\_ の家のすぐ隣にありまして、何ら問題はないかと思われま

す。また詳細については事務局説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。13日に総合支所1名と地元委員3名で現地確認をしてまいりました。場所につきましては、川口に \_\_\_\_\_ がありますけれども、そのところから下へ行き左へ曲がって行きますと、市場というところに行きます。そこに \_\_\_\_\_ がありますが、そこから200mぐらいの左側のほ場整備をした部分で、何ら問題がないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明ございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局説明願います。

事務局 それでは、6ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町成谷\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積872㎡です。

これにつきましては、申請地には、昭和54年ごろ、既にコナラ、ブナ等が植樹されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬小路垣内\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積191㎡ 外1筆で、合計面積468㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は約157㎡で転用面積の33.5%となっています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は1,340㎡で、その内訳は、田が872㎡、畑が468㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。6月13日に現地確認に行ってみりました。場所は \_\_\_\_\_の北側で、いわゆる里山という低い山に囲まれた谷合いの田んぼが10枚ぐらいあるんですが、その一番上部のところ。特に問題ないものと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長 2番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。13日に現地確認をさせていただきました。場所は、非常に太陽光にしては条件が悪そうな所です。10時から2時ごろまでしか日が

当たらない。ところが、これの原因は何かというと、獣害です。とても猿やイノシシに勝てないということで、太陽光発電施設に変えたいものです。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 7ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 久居一色町新畑\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積568㎡ 外1筆で、合計面積1,017㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、共同住宅用地及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 有限会社\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 庄田町大部\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積181㎡ 外23筆で、8ページになりますが、合計面積5,175㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、倉庫及び事務所用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山西ノ垣内\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積327㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、倉庫用地、車庫用地、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、使用借人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野西垣内\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積163㎡ 外4筆で、合計面積1,558㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町田尻片山\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積67㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものですが、平成6年1月ごろから既に駐車場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農

地と判断されます。

9ページをお願いいたします。

番号6、地区 大三、受人 株式会社\_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野青野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,449㎡ 外4筆で、合計面積5,234㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は2,904㎡で、転用面積の55.5%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は6件、合計面積は13,378㎡で、その内訳は田が9,317㎡、畑が2,546㎡、その他、これは台帳地目が山林・原野で現況地目が畑ですが、1,515㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。1番と2番を説明させていただきます。これも同じく13日に現地確認に行っていました。

1番の場所は一色町で、\_\_\_\_\_が農免道路沿いにあります。それからずっと南へ1kmぐらい行きまして、\_\_\_\_\_の農業倉庫があります。その真東です。別に何ら問題はないかと思われまます。

2番のほうは、国道165号線沿いに\_\_\_\_\_があり、そこから北へ600mぐらい行きまして、その\_\_\_\_\_の裏に会社があるんですが、その西側にあります。これも周辺の住宅が少なく、また工場とか店舗がありまして、何ら問題はないかと思われまます。また、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

田中委員 32番 田中です。3番、4番、5番と説明をさせていただきます。13日、委員3名と事務局2名で確認をしてまいりました。

3番の場所については、一志島田線で、踏切りを超えると\_\_\_\_\_へ行く道があるんですが、そこのかかり口というふうなことで、確認をしてまいりました。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、4番につきましては、一志町の片野という地区があるんですが、その中心地ということで確認をしました。雨水とか敷地に入らんようにとか、水路の関係等を説明させてもらい、承認をしてきました。内容については事務局の説明どおりですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、5番につきましては、一志町の\_\_\_\_\_から西へ200mほど行ったところで、\_\_\_\_\_に上がっていく所の近くなんですが、事務局の説明がありましたように、平成6年の折に隣接地は宅地にされております。その残った部分を今回、確認いたしました。始末書の提出もありますので、何ら問題ないと思われまますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。6番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。現地は、亀ヶ広の桜の木があるんですが、それから国道165号へ行く農道が走っておるんですが、その途中で近鉄の線路の南側に当たるところであります。今、土地区画があるんですが、そこへこのような形で計画をするということです。事務局と、地元委員3人と諸戸部会長もお世話になって現地を見ていただきました。何ら問題なということですので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 10ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町北興\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積196㎡ 外1筆で、合計面積286㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期間を定めない使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町野田\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積315㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は601㎡で、その内訳は田が286㎡、畑が315㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。これも同じく13日に現地確認に行っていました。場所は、\_\_\_\_\_がありますけど、その西側で、\_\_\_\_\_の下の所で、この辺は昔から苗場という部分で、もう早くからもう機械植えになって、苗場が必要なくなって、畑造成された部分で、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。2番、お願ひします。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも番号1と一緒に同じ日に現地確認に行っていました。場所は、下稲葉の稲場垣内のほうで、一番東のほうになります。それで、この\_\_\_\_\_の道を挟んで前になります。周辺はもうほとんど住宅になっており、排水もきちんとしてありますので、何ら問題はないかと思ひます。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思ひます。

引き続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 11ページをお願ひいたします。

議案第5号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 栗葉、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町馬廻り \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積360㎡です。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和54年から申請地に建物が建築されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 川合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山中野 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積234㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和43年から、申請地に建物が建築されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上件数は2件、合計面積は594㎡で、その内訳は田が360㎡、畑が234㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。



議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも同じく13日に現地確認を行ってまいりました。場所は1号議案の番号3のところで説明させてもらいました国道165号線からちょっと一志のほうへ600mほど入りまして、その信号をまたそれから西へ行きまして、\_\_\_\_\_の自宅があるわけですが、その真裏になりまして、現在、ずっと整地もしてもらってありまして、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この案件につきましても、13日、委員3名と事務局2名で確認をしてまいりました。場所につきましては、\_\_\_\_\_の近くということで確認をしました。内容については事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で21,250㎡、畑の賃貸借で2,864㎡、契約件数は7件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で1,877㎡、畑の使用貸借で280㎡、契約件数は8件でございます。

白山地区につきましては、田の使用貸借で6,920㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、今回はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて30,047㎡、畑

の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて3, 144㎡で、合計契約件数は17件、合計面積は33, 191㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区3件、一志地区3件、合計で6件、合計面積17, 126㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますので、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

午後2時31分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年6月19日

議長

出席委員

出席委員